

「かしこく・やさしく・たくましい原っ子」は原村みんなで育てる宣言

〈支援・応援〉

村の役割

①保護者・家庭、学校園、地域・村民、その他関係団体等との総合的な調整を行うと共に、これらの協力体制を構築し、機能の向上を目指して整備します

学校園等の役割

②社会性・基礎学力・表現力・想像力等、予測困難な社会を「生き合う力」を育むと共に、地域・家庭との協働による教育に取り組みます

保護者（家庭）の役割

③子の人格形成上大きな役割を担うことを自覚し、子育てに伴う誇り及び喜びを深められるように努めると共に、「共育ち」を目指します

地域の役割

④子育てを地域全体の課題ととらえ、子どもと家庭を応援することに積極的に関わり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます

村民の役割

⑤安心して子どもを生き、育てることができる社会の実現に向け、挨拶の励行、地域行事の参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めます

事業者の役割

⑥雇用する労働者が、子どもとの関わりを深められるよう配慮し、学校等や地域が行う職場体験活動その他の育成に關する活動に協力します

教育環境の整備
● GIGAスクール
● 施設・設備他

読書活動の推進
● 豊かな心醸成

人権意識の醸成
● 思いやる心

健康教育・食育の推進
● 心身の健康増進
● 食に関する感謝

子どもの社会参加の促進
● 自己有用感

「原っ子」は原村みんなで育てる宣言

1. かしこい「原っ子」

自分の夢を持ち、それに向かって努力する子ども

2. やさしい「原っ子」

命を大切にし、相手を思いやる心をもつ子ども

3. たくましい「原っ子」

困難を協働しながら乗り越えていく力をもつ子ども

わたしたちは、子どもと子育てを支援・応援します

1. すべての子どもに、「学び」を保障します

子どもの人権と利益を尊重し、学習や体験等を通じて人格の形成に取り組みます。

2. すべての子育て環境の充実を「支え」ます

子どもと子どもを生み育てようとする人に必要なサービスの充実に向けて取り組みます。

3. 誰一人取り残さないように、他と「つなぎ」ます

保健、医療、福祉、保育、教育等、子どもに関するあらゆる分野において、相互に連携・協力します。

4. 子どもと親の「共育ち」を目指します

子どもの育ちや子育てに伴う誇りや喜びを広く共有し、親も子どもと共に育つ環境づくりを進めます。

キャリア教育の充実
● 自尊感情
● 自己実現

安心・安全な村づくり
● 安全で良好な環境づくり

子育て家庭への支援
● 仕事・子育ての両立を図る支援

相談体制の充実
● 総合的な相談体制の充実

関係諸機関との相互連携・協働
● 応援・支援の充実

原村教育大綱（抜粋）

1. 豊かな人間形成を目指した学校教育の推進

● 学校施設 ● 教育内容・方法の改善
● 地域社会・教育機関との連携

2. 生涯学習機会の充実

● 図書館 ● 人材育成・関係団体支援
● 家庭教育・青少年育成

3. 芸術文化活動の充実

● 芸術・文化活動 ● 遺跡・文化財

4. スポーツ・レクリエーション交流の推進

● 生涯スポーツ ● 公園・広場活用
● 社会体育団体・グループ等育成

子どもの権利

子どもの権利条約

生きる権利

衣食住医など命が守られること

育つ権利

能力を伸ばして成長できること

守られる権利

保護され危険から守られること

参加する権利

自由に意見を表したりできること

第2期「原村子ども・子育て支援事業計画」

〈基本理念〉

「みんなで輪を持ち 子育て・子育て応援のむら 原村」

〈基本目標〉

- ① 子どもの健やかな成長を
 - 健やかな心身の育成（0～18歳）
- ② 「賢く・優しく・たくましい」原っ子の育ちを
 - 「生きる力」を育む教育
- ③ 多様なニーズに応じた子育て支援を
 - 支援サービス・ネットワークづくり
- ④ みんなが子育てにかかわる村を
 - 住民との協働による子育て支援
- ⑤ 子育て家庭が安心して暮らせる村を
 - 居場所 ● 安全・優しい環境づくり

原村教育委員会では、「かしこく・やさしく・たくましい原っ子」は原村みんなで育てる宣言を出しました。
この2年間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、私たちの暮らしには大きな変化がもたらされました。
特に、子ども・子育ての環境においては、育ちと学びを止めないための多くの支援が積み重ねられています。これからも困難な状況が予想される社会（学びや暮らし）の中で、「誰一人取り残さない取り組みを、原村みんなが積み重ねていこう」という決意・意思を「宣言」という形で表明します。条例のような法的な意味はありませんが、一人でも多くの方にご理解いただき、ご協力いただければ幸いです。

子どもの人権・命を守ろう

平成元年に国連において採択され、平成2年に発効された「子どもの権利条約」について、日本では平成6年4月に批准され、同年5月に発効しました。この中には子どもの権利として、次の4つが定められています。

- ① **生きる権利**：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- ② **育つ権利**：もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ③ **守られる権利**：暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ④ **参加する権利**：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

現在、子どもの自己肯定感、自己有用感を高めることが課題とされています。これらの解消に向けて特に重視したいのが、人権意識の醸成、子どもの社会参加の促進、キャリア教育の充実・安心安全な村づくりです。

そのための役割として大切にしたいのは、学校・家庭・地域・村が協働して一体となって保育・教育を創造していくことです。動き始めた「学校応援団」に参加してくださる皆さんが増えてきています。何か特別なことではなく、「できる人が、できることを、できるときに」の思いで、子どもたちに向き合ってください。お願いいたします。「原っ子」の育ちを、原村みんなが応援していきましょう。



[生き抜く力]

生きて働く知識・技能

重点2

小中9年間(幼保小中・小中高12年)を見通したカリキュラム作成と実践(PDCA)

1. 俯瞰と仰視

- 各教科
- 道徳・特別活動
- 生活科・総合学習
- キャリア教育等

※R3年度重点は、「外国語・英語」のカリキュラム作成

2. 学校園接続

- 小1プロブレム
 - 中1ギャップ
- ※解消を意識したカリキュラム作成

- スタートカリキュラム
- アプローチカリキュラム

[生き合う力]

学びに向かう力・人間性等

重点3

子ども・職員の相互交流及び「地域と共にある学校園」づくりの推進

1. 子どもの交流

- あいさつ運動
- 読み聞かせ
- 児童会・生徒会
- クラス交流 等

2. 職員の交流

- 小中職員保育体験
 - 保小・小中研修会
 - 原村教育研究会
- ※子どもを見る目を高め、授業(保育)力向上につなげる

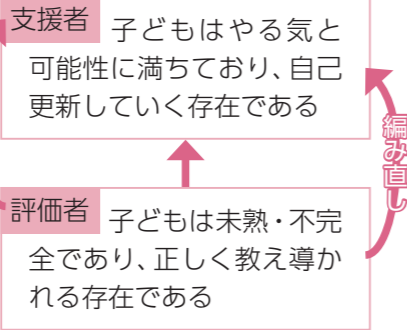
3. 地域との交流

- コミュニティスクール充実(学校応援団・地域講師)
- 人的資源の活用

思考力・判断力・表現力

連携・一貫の核

はじめに子どもありき
子ども観・教育観を共有して子どもと向き合う



重点1

「すべての子どもに学びを保障する」保育及び授業改善の推進

1. 自主的・対話的で深い学び
 - 「原村学」を中核とした探究的な学びの構想と展開
2. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」
 - ICT教育を中心とした学びのバランスと充実
3. 子どもに学び続ける職員集団
 - 共感でつながる協働チーム

「育ってほしい10の姿」を意識した保育・幼児教育の改善



基本的信頼感を育て高める(不信感を生まない)
～子どもは、家庭で愛され、学校で学び、地域で育つ～

[幼保小中連携・小中一貫教育グランドデザイン]

「かしこく・やさしく・たくましい原っ子」は原村みんなで育てる宣言の中核の一つとして、「幼保小連携・小中一貫教育」に取り組んでいます。原村の「一村一園一小一中」体制の中で、実質的に連携や一貫教育が行われていますが、さらなる充実と発展を目指すものです。

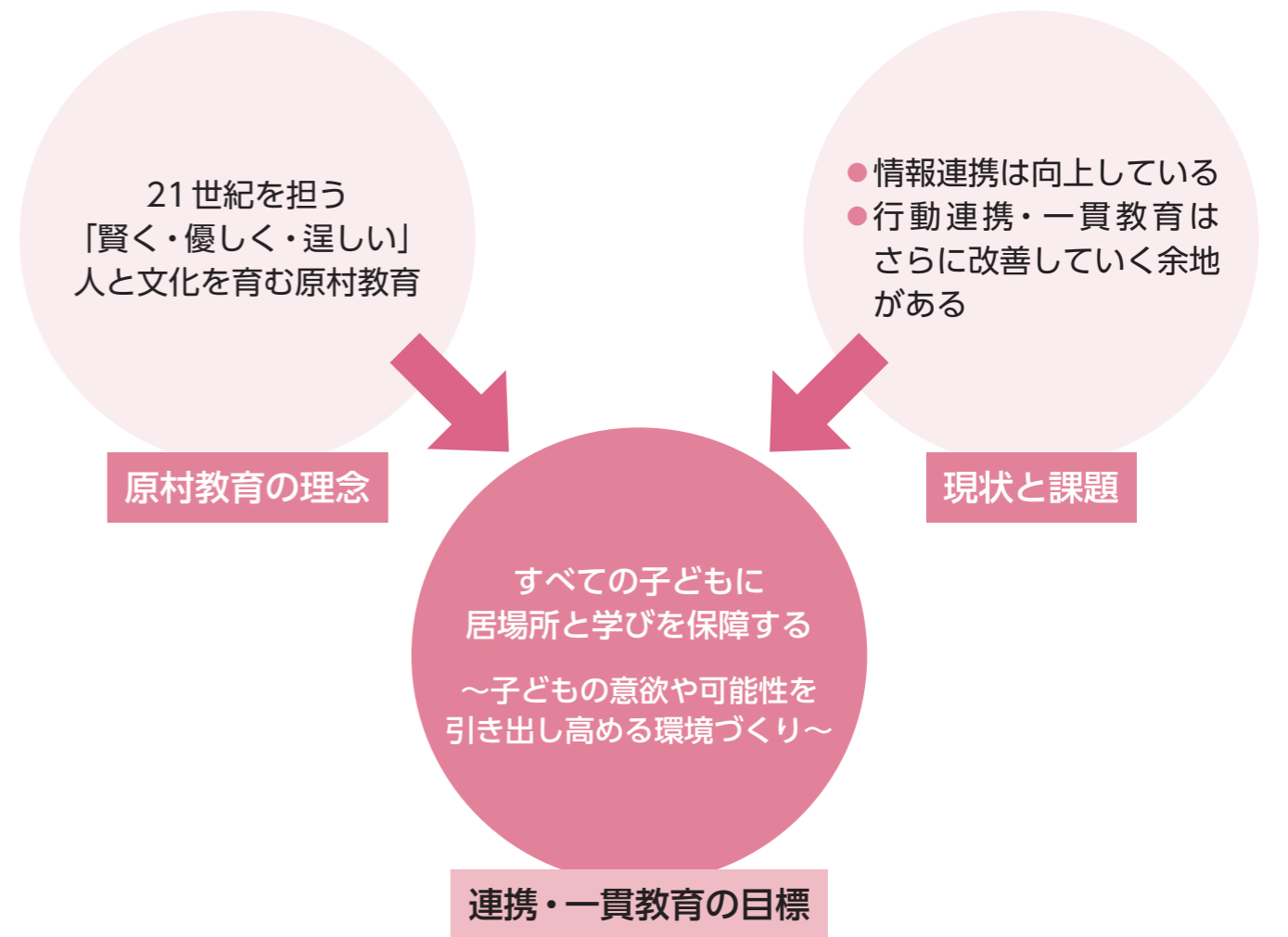
「はじめに子どもありき」を核に
原村の多くの子どもたちは、園も含めると12年間の集団生活や人間関係を共にします。その中には、豊かな人間関係を構築して自己有用感が高まる魅力が秘められています。一方で、固定化された関係の中で「困り感」を抱くような状況が生まれることも考えられます。

「子ども観」の共有からスタート
教育委員会では、「はじめに子どもありき」(子どもを真ん中におく)の理念のもと、「すべての子どもに居場所と学びを保障すること」を目標に据え、より質の高い幼保小連携・小中一貫教育の確立を進めていきます。

私たちは、子どもをどのような存在としてとらえているでしょうか。「未熟・未完成であるから、保護や指導が必要な存在である。」という考え方や、本来やる気と可能性に満ちており、もてる力を発揮しながら自己更新していく存在である。」とのとらえ方もあります。

スタート地点が異なれば、ゴールや過程は大きく異なってきます。予測困難な社会を「生き合う力」を育むためには、両者のバランスを調整しつつ、後者の子ども観に立脚することが求められています。

幼保園・小中学校・高校等と、子どもたちは舞台を変えていきます。どのステージにあっても、のびのびと自己表現でき、安心して自己更新ができるような環境を整えるためには、子ども観の共有が重要となります。



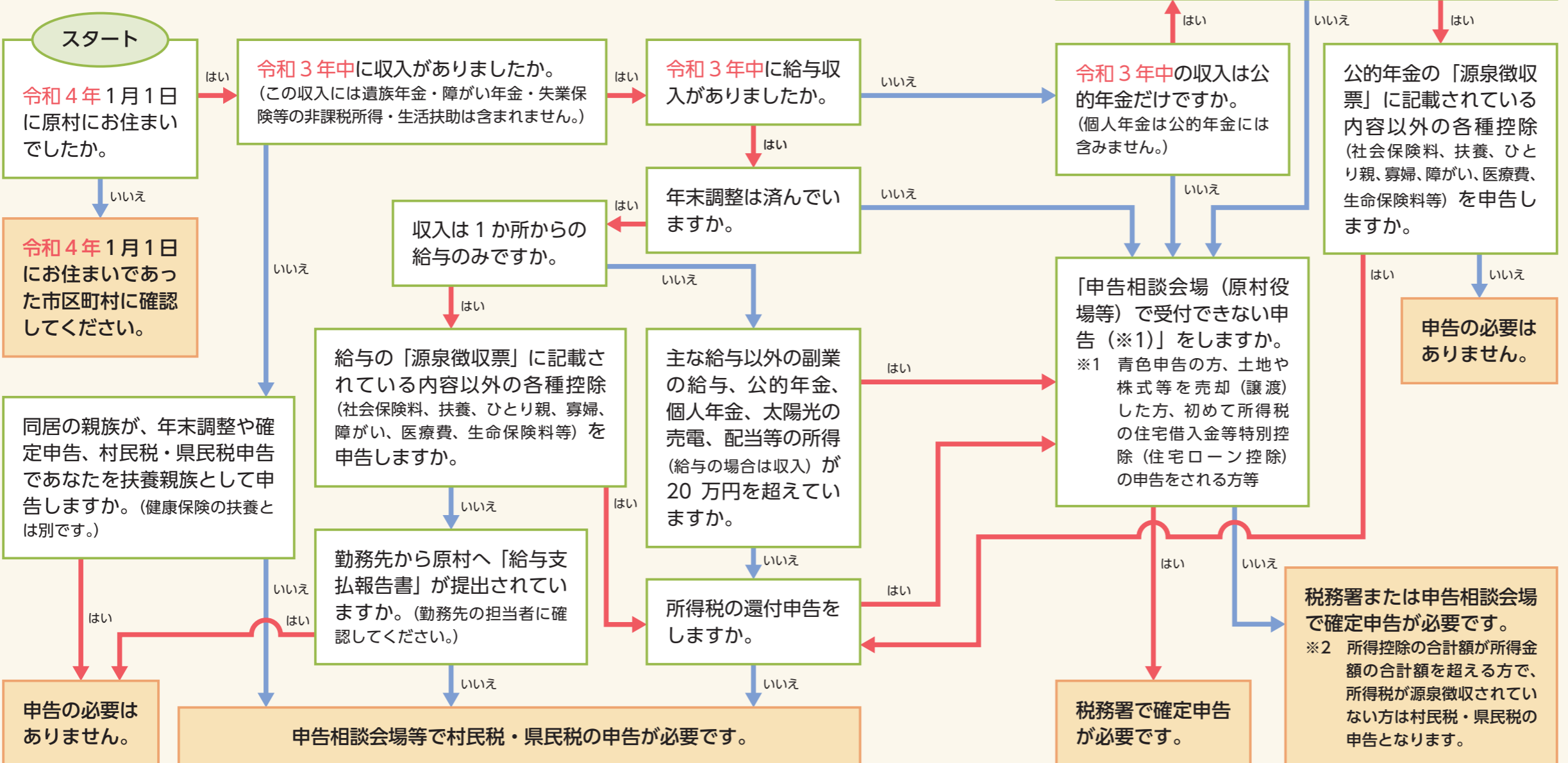
所得の申告はお早めに

所得の申告は、納税のためだけでなく、所得証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・保育料等の算定や軽減判定、各種年金や手当の支給のための大切な手続きです。申告が必要な方は、所得の有無・多少にかかわらず必ず申告書を提出しましょう。
提出は郵送でも構いません。

問
【村・県民税申告書について】
住民財務課 税務係 ☎79-7923 (直通)
【所得税の確定申告書について】
諏訪税務署 ☎52-1390 (自動音声案内)

申告が必要か 確認してみましよう

※このフローチャートは一般的な例ですので、ご不明な点はお問い合わせください。



- 村・県民税の申告が必要な方**
※令和4年1月1日現在在当村に住所のある方で、次に該当する方
令和3年中に所得のあった方
2力所以上から給与を受けた方
給与所得者で給与以外の所得(20万円以下を含む)がある方
給与支払報告書を当村へ提出していない勤務先から給与を受けた方
中途退職などで年末調整を受けていない方
公的年金の支払いを受けている方で年金以外の所得(20万円以下を含む)がある方
給与・公的年金等支払報告書に記載されていない控除を受けようとする方
令和3年中の収入が全くなく、他の親族の被扶養者になっていない方
- 村・県民税の申告が不要な方**
令和3年分の所得税確定申告書を提出する方
収入が年末調整された給与のみで、勤務先から給与支払報告書が当村に提出されている方
収入が公的年金(400万円以下)のみで、年金の支払先から公的年金等支払報告書が当村に提出されている方
令和3年中の収入が全くなかった方で、村内にお住まいの方の扶養親族とされた方

申告期間

令和4年 **2/16(水)** ~ **3/15(火)**

※申告書及び各種資料は、2月から役場1階住民財務課の窓口を設置しますので、ご利用ください。

申告相談に必要なもの

本人確認書類	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード または 通知カード及び身分証明書(運転免許証等) ※通知カードは氏名・住所等に変更がない場合のみ有効です。 本人確認書類をお持ちでない方は、後日、本人確認書類の提出を求められる場合があります。 <input type="checkbox"/> 扶養親族のマイナンバーがわかる書類	
その他	<input type="checkbox"/> 前年の申告書や収支内訳書の控え(前年に確定申告等を行った方) <input type="checkbox"/> 申告者本人の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 届出印(口座振替の届出をする方) <input type="checkbox"/> 税務署からの「確定申告のおしらせはがき」(お持ちの方)	
収入に関する書類	給与・公的年金所得者	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票または支払者の証明書
	営業・農業・不動産等所得者	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(作成済みのもの)
	一時所得者	<input type="checkbox"/> 生命保険契約等の一時金の支払証明書 <input type="checkbox"/> 損害保険契約の満期返戻金等の支払証明書
	雑所得者	<input type="checkbox"/> 個人年金、シルバー人材センターの配分金等の支払証明書 <input type="checkbox"/> 太陽光発電収入の収支内訳書(作成済みのもの)
控除に関する書類	社会・生命・地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 各種保険料等の支払証明書 ※国民年金保険料については「国民年金保険料控除証明書」
	医療費控除	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書(作成済みのもの)
	寄附金控除	<input type="checkbox"/> 寄附した団体から交付された寄附金受領証明書等
	障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書等
	配偶者(特別)控除	<input type="checkbox"/> 配偶者の収入がわかるもの



申告相談会をご活用ください

個別相談を希望する方は、下記日程で開催します、相談会へお越しください。

〈2月〉

実施日	場所	受付時間
16日(水)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
17日(木)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
18日(金)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
21日(月)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
22日(火)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
24日(木)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
28日(月)	柳沢公民館	午前9時～正午

〈3月〉

実施日	場所	受付時間
1日(火)	柏木公民館	午前9時～正午
3日(木)	菖蒲沢公民館	午前9時～正午
4日(金)	中新田公民館	午前9時～正午
8日(火)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
9日(水)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
10日(木)	役場3階講堂	午前9時～午後3時
14日(月)	役場3階講堂	午前9時～午後3時

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各会場において感染対策を実施いたします。ご来場される方は、感染対策にご協力ください。また、体調の悪い方は来場をお控えください。

※今回の申告相談会から、公民館会場を縮小しております。日程、会場のお間違いのないようお出かけください。



申告相談会のお願い

- 正午～午後1時は休憩させていただきます。
- 相談者の人数によっては、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 収支内訳書や医療費の明細書は、必ず事前に作成してお越しください。
- 申告相談会の期間中は、住民財務課窓口での相談はご遠慮ください。

次の方は申告相談会では受付できませんので、**諏訪税務署での確定申告が必要です**

- 青色申告の方
- 土地・建物・株式等を売却(譲渡)した方
- 初めて所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告をされる方

次に該当する方は計算等相談内容が複雑ですので、この相談会では受付できません。

- 土地や建物、株式、ゴルフ会員権等の資産を売却(譲渡)や交換した方
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方
- 事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得を有する方で前年分の所得金額が300万円を超える方
- 消費税の申告をする方で前々年分の課税売上金額が3,000万円を超える方
- 贈与税の申告、亡くなられた方の確定申告をする方
- 災害による雑損控除を受ける方
- インボイス制度や電子帳簿保存制度の相談をされる方

- 税務署からのお知らせはがき
- 税務署から本人確認書類の提出を求められる場合があります。
- 税務署からの添付がない申告書は、後日、税務署から本人確認書類の提出を求められる場合があります。
- 予定納税額・口座振替の有無のわかるもの
- 口座名・口座番号等の資料
- 個人番号カードの写し(両面)または通知カード等の写し及び身元確認書類
- 前年度申告書の控え(代理送信した方は、送信時のプリントアウト)
- 所持いただく書類

税理士会主催の
確定申告相談を
同時開催します



■ 障害者控除の認定書の発行

65歳以上で要介護・要支援認定を受けており、一定の要件を満たす方に、所得税や住民税などの障害者控除のための「障害者控除対象者認定書」を発行します。介護保険の認定の基準と税の障害者控除の基準が異なるため、介護認定を受けただけでは、税の障害者控除を受けることはできません。

税の障害者控除を受けるためには、保健福祉課福祉係へ申請をして「障害者控除対象者認定書」の交付を受けていただく必要があります。詳しくは、保健福祉課福祉係（地域福祉センター内） ☎79-7703へお問い合わせください。

■ ふるさと納税

ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるには、原則として確定申告が必要ですが、確定申告を行う必要のない給与所得者等はふるさと納税をあらかじめ申告することで申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。ただし、適用を受けられるのはふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内に限られます。（ワンストップ特例は、**確定申告や住民税申告をされるの特例が無効となりますのでご注意ください。**）

■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う

個人事業者向け給付金等を受け取った場合
令和3年1月から12月の間に、経済産業省からの持続化給付金や村からの事業継続特別給付金等を受給した場合、事業（営業・農業）の雑収入に計上していただく必要がありますので、忘れずに計上してください。



諏訪税務署から確定申告のお知らせ

◆ 自宅からスマホ・パソコンでe-Tax申告しませんか。

税務署では、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」又は「スマホ申告専用コーナー」を利用し、パソコンやスマートフォンからいつでも確定申告書を作成して送信できるe-Tax（国税電子申告システム）を推進しています。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は暫定措置として、「ID・パスワード」によるe-Tax申告ができます。詳しくは税務署にお尋ねください。
新型コロナウイルス感染防止の観点からも是非ご自宅等からe-Taxスマホ申告をご利用ください。

◆ 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。【会場：諏訪税務署 1階】

開設期間（土・日・祝日を除く）	対象の方	時 間
2月 1日（火）～2月15日（火）	還付申告の方（注）	相談受付：午前8時30分～午後4時 相談開始：午前9時～
2月16日（水）～3月15日（火）	すべての方	

（注）贈与税については、2月1日（火）以降、申告相談を受け付けております。

- ・会場内の混雑緩和のため、入場の際は当日配付又はLINEの国税庁公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。詳しくは国税庁HPをご覧ください。
- ・会場内の混雑状況に応じて、午後4時前であっても、相談受付を終了し、後日の来場をお願いすることがあります。皆様のご理解とご協力をお願いします。
- ・確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、できる限り少人数でお越しください。
- ・入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。
- ・駐車場が狭いため、臨時駐車場をご利用ください。

◆ 確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）で検索いただくか、お電話 ☎52-1390（自動音声案内）にてお問い合わせください。



令和3年分の確定申告から適用される主な税制改正について

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。



1 住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例が延長され、一定の期間（※）に契約した場合、令和4年末までの入居者が対象となりました。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで

2 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税となりました。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とします。

（例：ベビーシッターの利用料に対する助成、認可外保育施設等の利用料に対する助成）



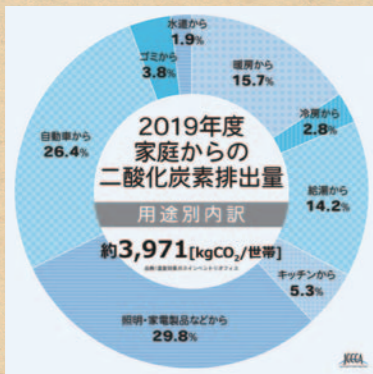
3 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人住民税において特定配当等および特定株式等譲渡所得金額にかかる所得の全部について申告不要とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きができるよう、令和3年分の確定申告書から個人住民税にかかる附記事項が追加されました。

ちょこっと環境メモ

【 今回は、地球温暖化に関するQ&Aです 】

出典：温室効果ガスインベントリオフィス / 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)



太陽光発電等の再生可能エネルギー由来の電力を使うことも有効です。

Q 二酸化炭素を出さないためにできることはある？

A 家電製品を省エネ性能の高いものに買い替える、冷暖房の温度設定を見直す、車ではなく自転車や徒歩で移動するなど、身近な省エネから始めてみてはどうでしょうか。太陽光発電等の再生可能エネルギー由来の電力を使うことも有効です。

Q 二酸化炭素はどんなときに排出されるの？

A 電気をつくるために石油や石炭を燃やしたり、ガソリンや灯油を燃やしたりするときに排出されます。

Q 地球温暖化の原因は？

A 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大気中に多量に放出し続けていることが原因です。

Q 二酸化炭素はどんなときに排出されるの？

A 電気をつくるために石油や石炭を燃やしたり、ガソリンや灯油を燃やしたりするときに排出されます。

Q 地球温暖化の原因は？

A 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大気中に多量に放出し続けていることが原因です。

Q 二酸化炭素はどんなときに排出されるの？

A 電気をつくるために石油や石炭を燃やしたり、ガソリンや灯油を燃やしたりするときに排出されます。

Q 地球温暖化の原因は？

A 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを大気中に多量に放出し続けていることが原因です。

Q 二酸化炭素はどんなときに排出されるの？

A 電気をつくるために石油や石炭を燃やしたり、ガソリンや灯油を燃やしたりするときに排出されます。



原ブランド特産品の 新規申請について



今後も随時申請を受け付けています。商品の申請をご希望の方は、村ホームページより詳細をご覧ください。



五味
光亮さん



標高が1000mもあることは、他では真似できない原村の強みです。標高が高いため昼夜の寒暖差があり、にんにくもデンプンを蓄えておいしくなります。ソルガムは輪作で畑の病害虫を防ぎ、遊休耕地を減らしたいという気持ちから作り始めました。あまり手がかからずお年寄りでも育てられる、原村のこれからの作物を提案したく、日々研究しています。



熟成黒にんにく

100gあたり 700円(税込)

原村で自家栽培した「はらっこにんにく」を丸ごとの姿のまま釜で発酵させました。他の産地とは違う、八ヶ岳での高地栽培にこだわり、土づくりから力を入れています。A・コープ、たてしな自由農園、デリシア等で取り扱っていますが、現在は販売数が少ないため店頭在庫がない場合があります。

信州高地栽食品合同会社
☎090-3149-4380

原ブランド特産品認定マーク



八ヶ岳の静かな森と星空をイメージしたデザインです。



天然糖蜜

200ml 980円(税込)

ソルガムはサトウキビの一種で、寒冷地でも栽培できます。原村産のソルガム「さとうもろこし」の茎を搾汁し、何も加えずに煮詰めてシロップにしました。独特の風味があり、菓子や料理の味に深みが増します。大変濃密で糖度が高いため長持ちします。無添加で健康意識の高い方も使える甘味です。※年に1度の収穫のため現在は在庫がありません。

信州高地栽食品合同会社
☎090-3149-4380



Hara Brand...



八ヶ岳からのおくりもの



“原ブランド特産品事業” 初の認定商品が決定

問 商工観光課 ☎79-7929 (直通)

原村の魅力もPRしていく認定商品

村内のすぐれた特産品を認定する「原ブランド特産品」事業で、11月12日(金)に初めての認定審査委員会が開催され、3事業者・4商品が認定されました。これらの商品には認定マークの表示が認められ、村でも積極的に情報発信をしていきます。

ベリーソース

ブラックベリー 800円
シーベリー 1000円(各170g入) (税込)

原村産のベリーに砂糖だけを加えて作りました。酸味がある「シーベリー」は健康食品として人気ですが、国産の栽培量は少なく希少です。ドレッシングやヨーグルトのトッピングなどに使えます。自店舗のほか、A・コープ、たてしな自由農園(茅野店)、デリ&カフェKで販売。原村のふるさと納税返礼品にも選ばれています。

Berry Farm 原村の清水さん
☎090-8082-1221



素材となるベリーの生産から加工まで、すべて自分たちで行なっています。ベリーのおいしさを皆さんにより広く知っていただきたいという思いから「原ブランド」に申請しました。認定いただき、ありがとうございます。



清水俊明さん

原ビレッジ高原ワイン

1本(720ml) 1500円(税込)

無農薬・有機栽培で生産した原村のブドウ100%で作られたワインです。コンコード種を高原で栽培しているため若干アルコール度が低く仕上がりますが、香りが高いと評判です。爽やかで飲みやすい味になりました。2021年のワインが12月末にできあがりました。

原ビレッジ高原ワイン
☎090-3472-5701

※2020年、原村は「八ヶ岳西麓原村ワイン特区」に認定されました。特区内で生産したブドウを使うことを条件に、小規模な段階でも醸造免許を取得できます



以前は焼酎を作っていました。これからはワインの時代だと思っています。ワインは日本の文化になりつつあり、原村もワイン特区(※)に認定されました。本数に限りがありますが、ぜひ村でできたワインを味わってみてください。



野口正夫さん